○厚生労働省告示第三百四十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の三第一項の規定に基づき、次の病院につき臨床研究中核病院と称することについての承認をしたので、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第六条の五の二第四項により告示する。

平成二十七年八月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	所在地	承認年月日	承認の効力発生年月日
国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院	東京都中央区築地五丁目一番一号	平成二十七年八月七日	平成二十七年八月七日
国立大学法人東北大学病院	宮城県仙台市青葉区星陵町一丁目一番	平成二十七年八月七日	平成二十七年八月七日
国立大学法人大阪大学医学部附属病院	大阪府吹田市山田丘二番十五号	平成二十七年八月七日	平成二十七年八月七日

○厚生労働省告示第三百四十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十五第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する医療事故調査・支援センターについて次に掲げる法人を指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年八月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

法人名	住所	事務所の所在地
一般社団法人日本医療安全調査機構	東京都港区浜松町二丁目三番二十五号	東京都港区浜松町二丁目三番二十五号

○農林水産省告示第千九百八十七号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十七年四月十七日　第十八号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

バイオグロ　ニュージーランド　リミテッド

ニュージーランド　ウェリントン市　ビクトリアストリート　百五十六―百五十八　五階

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

ニュージーランド　ウェリントン市　ビクトリアストリート　百五十六―百五十八　五階

○農林水産省告示第千九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字色見字下山鳥二三九三の一、二三九四の一、二三九五、二三九六、二四〇六、二四〇七、二四五〇から二四五二まで、字上山鳥二四五三から二四五五まで、二四六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下山鳥二三九三の一・二三九五・二三九六・二四〇六・二四〇七・二四五一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二四五二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町志路原字梅ノ木一〇八七五から一〇八七七まで、一〇九三四、一〇九三七、一〇九三八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県中津市三光西秣字苅野二四七九の二、二四八〇の二、二四八一、二四八二の二、二四八五の二、二四八七の三、字城山二五〇二の二、二五〇三の二から二五〇三の四まで、二五〇六の二から二五〇六の四まで、二五一〇の三、二五一一の三、二五一三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県幡多郡三原村下長谷字シロ山一五六〇の五、一五六〇の七

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町長澤字アド一〇二の八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月十七日

農林水産大臣　林　芳正